

地区計画の概要

～建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、形態もしくは意匠の制限、垣又はさくの構造の制限～

◇地区計画の方針

南桜井駅南北の都市計画道路、駅前広場の整備にあわせて、生活に関連する機能の強化を図るとともに、地区の特性を活かした建築物等の規制、誘導を行い、周辺住宅地との調和に配慮した市街地の環境形成を目標とします。

○建築物等の用途の制限

春日部市の副都心にふさわしい、街の活気と快適な街並み空間を創出する一方、地区内の既存の住宅地及び隣接する住宅地との調和を図るため、遊技場・風俗施設等を制限するものです。

<建築してはならない建築物>

A地区	B地区	C地区
1. 建築基準法別表第二(ほ)項第二号及び第三号に掲げるもの 2. 集会所(自治会集会所を除く)	1. 戸建専用住宅 2. 建築基準法別表第二(ほ)項第二号及び第三号に掲げるもの 3. 集会所(自治会集会所を除く)	—

○建築物の敷地面積の最低限度

A地区	B地区	C地区
100㎡	1,000㎡	—

○建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

建築物の外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和したものとします。

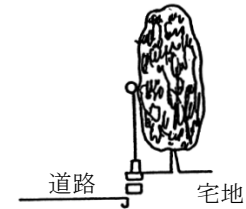
○垣又はさくの構造の制限

道路に面する側のかき・さくの構造は生垣又は透視可能なパイプフェンスを原則とします。ただし、ブロック塀等の場合には宅地地盤面から1.5m以下の高さとしします。

・生垣



・パイプフェンス



・ブロック塀

